



# 鳥取県公報

令和7年1月31日（金）  
号外第6号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 人委規則 職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則（1）（任用課）・・・・・・・・・・ 2

# 人事委員会規則

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

鳥取県人事委員会委員長 中 本 久 美 子

## 鳥取県人事委員会規則第1号

職員の定年等に関する規則の一部を改正する規則

職員の定年等に関する規則（昭和60年鳥取県人事委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(条例第6条第3号の人事委員会規則で定める職) 第6条 略</p> <p><u>(特定管理監督職群を構成する管理監督職)</u></p> <p><u>第6条の2 条例第9条第3項の人事委員会規則で定める管理監督職は、鳥取県立高等学校等設置条例(昭和39年鳥取県条例第21号)第2条から第4条までの規定により設置された県立学校の校長、副校長及び教頭並びに市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する校長、副校長及び教頭とし、これらの職により一の特定管理監督職群を構成する。</u></p> <p style="text-align: center;">附 則 略</p>	<p>(条例第6条第3号の人事委員会規則で定める職) 第6条 略</p> <p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>1 略</u></p> <p><u>2 次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、当分の間、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center;">第2条第1項</td> <td style="width: 20%;">条例第5条第1項</td> <td style="width: 60%;">条例第5条第1項（条例附則第3項において準用する場合を含む。）</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">第2条第2項 本文</td> <td>定年退職をすることとなる日</td> <td>定年退職をすることとなる日（条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに当該異動後の職に係る定年に達</td> </tr> </table>	第2条第1項	条例第5条第1項	条例第5条第1項（条例附則第3項において準用する場合を含む。）	第2条第2項 本文	定年退職をすることとなる日	定年退職をすることとなる日（条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに当該異動後の職に係る定年に達
第2条第1項	条例第5条第1項	条例第5条第1項（条例附則第3項において準用する場合を含む。）					
第2条第2項 本文	定年退職をすることとなる日	定年退職をすることとなる日（条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までに当該異動後の職に係る定年に達					

		している職員 にあつては、 施行日)
第2条第2項 ただし書	条例第4条第 1項	条例第4条第 1項（条例附 則第2項にお いて準用する 場合を含む。 以下同じ。）
	定年退職をす ることとなる 日	定年退職をす ることとなる 日（施行日の 前日までに当 該異動後の職 に係る定年に 達している職 員にあつて は、当該異動 後の職に係る 定年に達した 日）
第3条	条例第4条第 3項及び第4 項	条例第4条第 3項及び第4 項（条例附則 第2項におい て準用する場 合を含む。）
第4条	定年退職をす ることとなる 日	定年退職をす ることとなる 日（施行日の 前日までに当 該再任用に係 る職に係る定 年に達してい る者にあつて は、その者が 当該再任用に 係る職に係る 定年に達した 日）
第5条第3項	定年退職	定年退職（施 行日の前日ま でに施行日に 占めている職 に係る定年に

	<table border="1"><tr><td data-bbox="794 179 1018 685"></td><td data-bbox="1018 179 1396 685">達している職員にあっては、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条の規定による退職。以下同じ。）</td></tr></table>		達している職員にあっては、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条の規定による退職。以下同じ。）
	達している職員にあっては、地方公務員法の一部を改正する法律（昭和56年法律第92号）附則第3条の規定による退職。以下同じ。）		

附 則

この規則は、公布の日から施行する。